サッカーひろば　会則

第１条　（適用）

本会則によって定める条項は、文京スポーツセンター（以下「施設」という）において、指定管理者である東京ドームグループ(以下「指定管理者」という)が主催するスポーツ事業の一つである「東京ユナイテッドFC×東京ドームグループ　サッカーひろば」（以下「サッカーひろば」という）に適用されるものとします。但し、本教室各クラスにおいて個別に規則を定めた場合には、当該規則が本会則に優先して適用されるものとします。

第２条〈所在地〉

サッカーひろばの所在地は、以下のとおりとします。

・文京スポーツセンター：東京都文京区大塚三丁目２９番２号

第３条〈管理・運営〉

東京ドームグループ（以下「指定管理者」といいます）がサッカーひろばの管理・運営にあたります。

第４条〈目的〉

本教室は、サッカーを通じて基礎体力の向上や集団生活における規律など年代に合わせた心身のバランスを養うと共に、東京ユナイテッドFCの理念である「人をつくり、社会をつくり、未来をつくる」事を目的とします。

第５条＜個人情報の取扱い＞

【サッカーひろばの個人情報の利用目的】

指定管理者の取り扱う商品・サービスの紹介ならびに各種情報・特典の提供のため

＜例として、以下の利用目的が含まれます＞

・各種レッスン・キャンペーン・イベントの案内

・各種営業時間等の変更の案内

※その他の指定管理者の個人情報のお取り扱い方針等については、https://www.tokyo-dome.jp/privacy/　をご確認ください。

第６条〈入会手続き〉

１　サッカーひろばの月会員システムに入会しようとする方は、本会則、細則及び利用規約等の諸規則（以下「諸規則」といいます）を遵守するものとします。

２　指定管理者は、入会に際して、月会員システムに入会を希望する方に対し、諸規則を書面にて交付するものとします。

３　サッカーひろばの会員種類、利用条件等は、細則の通りとします。

４　サッカーひろばの月会員システムへの入会を希望する方は、入会申込書の提出等、所定の申込手続きを行い、指定管理者の承認を得た上で、所定会費等を指定管理者に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第 7 条〈入会資格〉

1　指定管理者は、以下の条件をすべて満たす方を会員と認めます。なお、指定管理者は、その自由な裁量により、入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。

① サッカーひろばの趣旨に賛同し、諸規則を遵守できる方。

② 親権者の同意がある方。なお、親権者は、諸規則に基づく会員としての責任を未成年者本人と連帯して負うものとします。

③ 医師から運動を禁止されていない方。

④ 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者（以下「反社会的勢力等」といいます）でない方。

⑤ 薬物常用者でない方。

⑥ 公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのない方。

⑦ 指定管理者が審査を行い、適当と認めた方。

2　会員は、本施設に対し、現在のみならず将来にわたって、反社会的勢力との間で、社会的に非難されるべき関係を有しないことを保証します。

3　会員は、本施設に対し、自ら又は第三者を利用して、以下の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて指定管理者の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

第 8 条〈会員証〉

指定管理者は、会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を取り扱うものとします。

① 会員は、サッカーひろばの利用にあたり、会員証を提示しなければなりません。

② 会員証は記名された本人のみが使用するものとし、他人に譲渡・貸与することはできません。

③ 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに指定管理者に対して届け出て、再発行の手続きをするものとし、その際、所定の手数料を支払うものとします。

④ 会員は、会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を指定管理者に返還しなければなりません。

第 9 条〈譲渡等〉

会員は、サッカーひろばの会員資格の譲渡をすることはできず、また、第三者に相続させることもできません。

第 10 条〈会費〉

会員はサッカーひろば利用の有無にかかわらず、所定の方法により会費等を支払うものとし、会費の金額、
支払い時期及び支払い方法は、指定管理者がこれを定めます。
いったん納入された月会費は、法令の定めまたは指定管理者が認める場合を除き、これを返還いたしません。

第 11 条　〈会費等の変更〉

指定管理者は、会費、利用料等が、指定管理者、経済等の情勢の変動により不相当なものになったと判断した
場合、変更することができるものとします。

第 12 条 〈休会〉

1　会員は、前月 10 日までに指定管理者に対して所定の休会届を提出し、且つ第 3 項に定める休会期間中の事務手数料を支払うことにより翌月 1 日から休会することができます。

2　休会期間は、理由を問わず、1 ヵ月単位かつ最長 3 ヵ月までとします。

3　休会中の会員は、指定管理者に対して、休会期間中の事務手数料として、月額 1,500 円（税別）を細則に定める会費の支払い方法により支払うものとします。

4　本条第２項に定める休会期間が終了した場合には、会員は、休会前と同一の会員種類に復帰するものとし、指定管理者に対して、休会前と同一の会員種類の会費を細則に定める会費の支払い方法により支払うものとします。

第 13 条 〈損害賠償責任〉

1　サッカーひろば利用に際して、会員が受けた損害については、指定管理者に故意または過失がある場合を除き、指定管理者は一切損害賠償の責めを負いません。

2　会員同士または会員と第三者との間で生じたトラブルや紛争についても、指定管理者は、指定管理者に故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、損害賠償の責めを負いません。

3　会員がサッカーひろば利用に際して、会員の故意又は過失により指定管理者または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責めに任ずるものとします。

第 14 条 〈遺失物・忘れ物・放置物〉

1　会員のサッカーひろばの利用に際して生じた紛失、滅失、毀損については、会員各自の自己責任とし、指定管理者は責任を負いません。ただし、指定管理者に故意又は過失がある場合は、賠償いたします。

2　忘れ物・放置物については、原則として 3 ヵ月間保管した後に処分させていただきます。

第 15 条 〈退会届〉

1　会員が、サッカーひろばの月会員システムを自己都合により退会するときは、会員証を添付のうえ、所定の退会届けにより手続を完了することにより、退会できるものとします。なお、会員はサッカーひろばに対し、退会月までの会費、利用料等を支払う義務を負います。

2　会員が、前項の退会手続を前月 10 日までに完了したときは、当月末日をもって退会することとします。

例：３月末退会の場合３月１０日までに手続き（４月１日除籍日起算とする）

第 16 条 〈施設の休業および閉鎖〉

1　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、サッカーひろばを休業または閉鎖をすることができます。なお、閉鎖がなされた場合、会員は会員資格を喪失し、指定管理者は会員に対し、当該月の会費等を返金いたします。

① 法令の制定・改廃または行政指導によりサッカーひろばの営業が不可能または著しく困難になったとき。

② 施設の改造または修理を行うとき。

③ 天災・地変によりサッカーひろばの営業が不可能または著しく困難になったとき。

④ 著しい社会・経済情勢の変動、その他やむを得ない事由によりサッカーひろばの営業が不可能または著しく困難になったとき。

⑤ 経営上重大な理由があるとき。

⑥ その他指定管理者が必要と認めた場合。

2　サッカーひろばは、休業および閉鎖が予定されている場合は、原則として２月前までに会員に対しその旨を告知または通知いたします。

第 17 条 〈会員資格の喪失〉

会員は、次の各号の１つにでも該当する場合、その資格を喪失し、サッカーひろばに参加できないこととします。この場合、会員は、会費の返還その他理由の如何を問わず、指定管理者に対して金銭の支払いを請求することはできません。

① 死亡

② 除名

③ 反社会的勢力等に所属していることが明らかになったとき。

第 18 条 〈除名〉

会員が次の各号の１つにでも該当する場合、指定管理者は、会員を除名することができるものとします。除名された場合は、当該会員はサッカーひろばに参加できないこととします。この場合、会員は、会費の返還その他理由の如何を問わず、指定管理者に対して金銭の支払いを請求することはできません。

① 諸規則に違反したとき。

② 入会時の提出書類に虚偽の申告をしたとき、または入会資格に抵触したとき。

③ サッカーひろばの名誉を傷つけたとき。

④ サッカーひろばの秩序を乱したとき。

⑤ サッカーひろばの建物、設備等を故意に損壊したとき。

⑥ 会費の支払いを滞納し、期限を定めた催告にも応じないとき。

⑦ 他の会員に著しい迷惑となる行為をしたとき。

⑧ 係員の指示に従わないなどの行為によりスクール運営に支障をきたしたとき。

⑨ その他指定管理者が除名を相当と認めたとき。

第 19 条 〈変更届〉

１　会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに指定管理者に対し、所定の変更届を提出するものとします。

２　指定管理者から会員に対して行う通知・連絡等は届出住所宛にすれば足りるものとします。

第 20 条 〈諸規則の遵守〉

会員及び指定管理者は、諸規則を遵守するものとします。

第 21 条 〈細則〉

本会則に定めない事項並びに運営上必要な事項については、別に細則その他の規則に定めます。

第 22 条 〈準拠法・管轄〉

１　本会則の解釈は日本国の法律に準拠します。

２　会員及び指定管理者は、本会則の解釈及び履行に疑義が生じた場合、協議の上、誠意をもって解決に努めるものとします。協議により疑義が解決せず訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条 〈改定〉

指定管理者は、必要と認めた場合、諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、軽微な改定にとどまるときは、その内容を本施設内における掲示により告知し、そうでないときは、指定管理者は１ヵ月

前までに本施設内における掲示及び本施設のウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

施行日　：　第１改正　　平成３１年４月１日
　　第２改正　　２０２１年４月１日
　　第３改正　　２０２３年６月１日
　　第４改正　　２０２３年９月１日

改定日　：　２０２３年９月１日
　　第５改正　　２０２４年７月２２日

サッカーひろば　細則

東京ドームグループ　サッカーひろばの会則に基づき、指定管理者は以下の通り細則を定めます。

第１条〈会員種類〉

サッカーひろば会員は以下の１コースとなります。

・週１回コース

第２条〈会費〉

・週１回コース　7,000 円

・休会１ヵ月　　1,500 円　※表記は全て税抜

会員区分	会費・施設使用料・保険料
	週１回
週１回コース	￥7,700（税込）　／　月
休会費	¥1,650（税込）／　月

第３条〈会費の支払い〉

支払い方法は、利用月の前月 27 日（金融機関が休業日の場合は翌営業日に振り替え）に口座振替となります。

第４条〈対象〉

サッカーひろばの対象年齢は以下の通りとなります。

コース	対象
S01 コース	年中・年長
S02 コース	小 1～2 年生
S03 コース	小 3～6 年生

第５条〈サッカーひろば開催時間〉

サッカーひろばの開催時間は以下の通りとなります。

コース	時間	曜日
S01 コース	15：30～16：20	木
S02 コース	16：20～17：10	木
S03 コース	17：10～18：00	木

第６条〈休講日〉

館内整備、補修、その他指定管理者の都合によりやむを得ず臨時に休講させていただく場合もございます。この場合は事前に施設内に掲示してご通知いたします。

第７条〈定員制〉

１　各コース定員制を設けております。

２　年齢達成によるコース変更は、事前に変更届をご提出ください。

第８条〈コース変更〉

コース変更については、年齢達成を理由としたコース変更も可能です。

第９条〈ロッカー利用〉

会員は、スクールに参加している時、必ず施設のロッカーを使用し、使用しているロッカーの鍵の管理をします。指定管理者は、会員の荷物管理の責任を負わないものとし、会員もこれについて何らの異議を申し出ることはできません。

第１０条〈改正〉

指定管理者は、必要と認めた場合、諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、軽微な改定にとどまるときは、その内容を本施設内における掲示により告知し、そうでないときは、会社は１ヵ月前までに本施設内における掲示及び本施設のウェブサイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

施行日：第１改正　　平成３１年４月１日
　　第２改正　　２０２１年４月３１日
　　第３改正　　２０２３年９月１日
　　第４改正　　２０２４年７月２２日
　　第５改正　　２０２５年２月７日
　　第６改正　　２０２６年７月１日

以上